

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第228号
事故等種類	衝突（のり養殖施設）
発生日時	平成24年11月9日（金） 21時50分ごろ
発生場所	香川県小豆島西方沖 香川県土庄町所在の四海港12号防波堤灯台から真方位224° 1.75海里付近 （概位 北緯34°29.7′ 東経134°08.3′）
事故等調査の経過	平成24年12月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット Vivien、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	250-13582広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船底外板及びキールに擦過傷 のり養殖施設 のり網の切断
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、小豆島西方沖を機帆走によって約2.5ノットの対地速力で南進中、船長が、船位を確認せずに航行していたところ、のり養殖施設に気付かず、平成24年11月9日21時50分ごろのり養殖施設に衝突した。 本船は、救助のために来援した地元の漁船により、救助された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約129cm
その他の事項	本船は、売買に伴う納艇のため、仲介業者である船長が操船し、阪神港から広島県広島港へ回航中であつた。 船長は、本事故当時、GPSプロッターを使用していた。 本船は、本事故発生場所付近の海図を備えていなかった。 船長は、本事故発生場所付近の航行経験が数回あり、のり養殖施設の存在を知っていた。 船長は、コックピットに立って操船していた。 船長及び乗組員は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、小豆島西方沖を機帆走によって南進中、船長が、船位の確

	認を行っていなかったことから、のり養殖施設に気付かず、のり養殖施設に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、小豆島西方沖を機帆走によって南進中、船長が、船位の確認を行っていなかったため、のり養殖施設に気付かず、のり養殖施設に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 養殖施設等の近くを航行するときは、船位の確認を適切に行うこと。